

手話の普及等に関する 施策の年次報告書



令和3年10月
鹿児島県

はじめに

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語です。

「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（通称：かごしま県民手話言語条例）」は、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、県議会の発議により、令和2年3月に制定されました。

条例の基本理念において、手話の普及等は、手話が、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとともに、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければならないとされており、県は、その基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしております。

今回、条例第7条第4項に基づき、令和2年度の手話の普及等に関する施策の実施状況について取りまとめましたので報告します。

「かごしま県民手話言語条例（抄）」

第7条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2・3 （略）

4 知事は、毎年度、第1項に規定する施策の前年度の実施状況について、県議会に報告し、これを公表するものとする。

目 次

I	かごしま県民手話言語条例の概要	1
II	県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況	2
III	令和2年度 手話の普及等に関する施策の実施状況	3
1	施策の策定及び推進	3
2	手話を習得するための支援体制の整備	3
3	手話を学ぶ機会の確保等	4
4	手話を用いた情報発信等	5
5	手話通訳を行う人材の育成等	6
6	学校における取組の推進	8
7	観光旅行者等への対応	8
8	事業者への支援	9
9	手話施策推進協議会	9

I かがしま県民手話言語条例の概要

条例名：言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかがしま県民条例

区分	項目	規定する内容
前文		・条例制定の背景と必要性等
第1章 総則	第1条 目的	・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する施策を推進 ・ろう者とうろう者以外の者が共生する地域社会の実現 ※ろう者：「聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」
	第2条 基本理念	・手話は独自の言語体系を有する文化的所産 ・手話はろう者に必要な言語
	第3条 県の責務	・手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・手話の普及等に関する施策の推進に当たり、ろう者にとっての社会的障壁除去について必要かつ合理的な配慮
	第4条 市町村等との連携及び協力等	・手話の普及等に関する施策の推進に当たり、市町村その他の関係機関及び関係団体、県民等と連携、協力
	第5条 県民等の役割	・県民等、ろう者、手話通訳を行う者、事業者の役割 ※県民等は、手話に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するよう努める。
	第6条 手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮	・施策の推進に当たっては、離島等の条件不利地に十分配慮
第2章 手話の普及等	第7条 施策の策定及び推進	・県は障害者計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、総合的・計画的に推進 ・県が上記施策を策定する際、県障害者施策推進協議会に意見を聴いた場合、同協議会は17条の手話施策推進協議会の意見を聴取 ・施策の実施状況について議会に報告及び公表
	第8条 手話を習得するための支援体制の整備	・ろう者が乳幼児期から家族等とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供及び相談、手話に接する機会の確保、手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備・拡充
	第9条 手話を学ぶ機会の確保等	・県民が手話を学ぶ機会を確保 ・県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会を確保
	第10条 手話を用いた情報発信等	・手話を用いた情報の発信 ・災害等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を取得できるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援
	第11条 手話通訳を行う人材の育成等	・手話通訳を行う者及びその指導者の養成等 ・市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等
	第12条 学校における取組の推進	・教職員の手話に関する知識及び技能の向上 ・ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等
	第13条 観光旅行者等への対応	・ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるよう手話の普及等
	第14条 事業者への支援	・県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援
	第15条 手話に関する調査研究	・手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力
	第16条 財政上の措置	・必要な財政上の措置を講ずる。
第3章 手話施策推進協議会	第17条 手話施策推進協議会	・手話施策推進協議会を設置 ・障害者施策推進協議会に意見を述べる。 ・条例に関する重要事項について、知事に意見を述べる。
附則	施行日等	・令和2年3月27日施行 ・第7条第4項の規定は、令和3年4月1日施行

Ⅱ 県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況

1 身体障害者手帳所持者（令和3年3月31日現在）

単位：人・%

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
手 帳 所 持 者	28,307	15,494	15,563	21,361	5,255	6,737	92,717
うち 聴覚障害	314 (3.2)	2,140 (21.5)	1,217 (12.2)	2,488 (25.0)	45 (0.4)	3,756 (37.7)	9,960 (100)

（参考1）身体障害者手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手 帳 所 持 者	96,239人	94,619人	93,542人	93,454人
うち聴覚障害	10,285人	10,108人	9,975人	9,986人

（参考2）身体障害者手帳における聴覚障害の程度（身体障害者福祉法施行規則別表）

級別	基 準
2 級	・両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上（両耳全ろう）
3 級	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上（耳介に接しなければ大声語を理解し得ない）
4 級	・両耳の聴力レベルが80デシベル以上（耳介に接しなければ話声語を理解し得ない） ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下
6 級	・両耳の聴力レベルが70デシベル以上（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない） ・一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他測耳の聴力レベルが50デシベル以上

※ 聴覚障害は、1級と5級の区分がない（2つ以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案して当該等級より上の級にできる）。

2 手話通訳士・手話通訳者（各年4月1日現在）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	内 容
手 話 通訳士	27名	27名	27名	国認定の試験機関が実施する手話通訳技能試験（受験資格は20歳以上の者）に合格し、登録された者（裁判、記者会見等の専門的な通訳が可能）
手 話 通訳者	64名	67名	71名	市町村が実施する手話奉仕員養成講座（期間2年間）を修了した後、都道府県等が実施する手話通訳者養成講座（期間3年間）を受講して、全国統一試験に合格し、登録された者（手話通訳活動が可能）

※ 視聴覚障害者情報センター手話通訳派遣名簿登録者

Ⅲ 令和2年度 手話の普及等に関する施策の実施状況

※ 〇は、令和2年度に新たに実施した事業・取組

1 施策の策定及び推進（第7条関係）

(1) 鹿児島県障害者計画（平成30年3月策定，計画期間：平成30年度～令和4年度）

ア 基本的な方針

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

イ 施策の基本的方向

- ・ 「視聴覚障害者情報センター」において、点字・録音図書や字幕入りDVD等の収集・貸出などにより、視聴覚障害者への情報提供に努めます。
- ・ 県広報誌について、点字版・録音版を作成・配布するとともに、県政広報テレビ番組において手話・字幕放送を実施するなど、障害のある人に配慮した県政の広報に努めます。
- ・ 視聴覚障害者に対してコミュニケーション支援を行う、手話通訳者、要約筆記者、音訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成研修を実施します。また、これらの派遣体制の充実に努めます。

2 手話を習得するための支援体制の整備（第8条関係）

(1) 視聴覚障害者情報センターにおける支援（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者が手話を習得できるよう聴覚障害者等の相談に応じて、指導・助言等による援助や手話に関する情報の提供を行った。

ア 場 所 鹿児島市小野一丁目1-1（ハートピアかごしま内）

（指定管理者：社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会）

イ 主な業務（聴覚部門）

- ・ 職員数 6名（手話指導員，要約筆記指導員，ビデオ制作指導員 等）
- ・ 聴覚障害者からの相談対応 182件
- ・ 機関誌（聴覚版）の発行 4回（延べ 郵送1,229部，メール113部）
- ・ 字幕入りDVD等の製作・貸出
- ・ 生活訓練等の各種講座の実施

3 手話を学ぶ機会の確保等（第9条関係）

(1) ㊦手話動画製作及び県政広報番組等での広報（障害者支援室）

ア 手話動画（挨拶等の日常会話）を製作し、県ホームページに公開した。

- ・製作数4回（6月，9月，12月，2月）

イ 「かごしま県民手話言語条例」について、関係団体・市町村等に通知するとともに、チラシの作成・配布や、県ホームページへの掲載、県政広報番組等を活用した広報活動を実施した。

- ・市町村・関係団体等に通知（4月）
- ・県政かわら版（6・12月号）・県ホームページ（4月10日）掲載
- ・県政広報番組（4月27日：MBC，8月8日：KTS）
- ・福祉のまちづくり情報誌「ありば」（9月号〔特集〕）掲載

(2) ㊦聴覚障害者等意思疎通理解促進事業（障害者支援室）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、意思疎通の困難な障害者が配慮を受けやすくなるよう、聴覚障害の特性等を県民に理解してもらうためのリーフレットを作成し、市町村や関係団体等に配布した。

- ・発行部数 20,000部（2月発送）
- ・配布先 2,842箇所（市町村，学校，福祉関係団体，金融機関，事業者等）
- ・主な内容 マスク着用に伴い口の形や表情が分からず，コミュニケーションで支障を来していること 等

(3) ㊦県職員向け手話研修会の開催（障害者支援室）

本庁各課職員を対象とした手話を学ぶ研修会を開催した。

- ・期 日 11月17日（火）
- ・内 容 ろう者の障害特性を学ぶ，ろう者の方が来庁された際の対応方法
挨拶等の手話演習
- ・講 師 県聴覚障害者協会副会長
- ・受講者 40名

(4) 聴覚障害者手話講習会の開催（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者を対象に、「手話を学ぼう」講習会を開催した。

- ・期 日 5月～3月 11回開催
- ・内 容 手話コミュニケーションを学習会形式により学ぶ
- ・受講者 19名（延べ107名）

(5) 聴覚障害者生活訓練事業（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等を行った。

- ・期 日 1月10日（日），3月7日（日） 2回開催
- ・内 容 骨粗鬆症について，手話の普及等に関する取組
- ・受講者 31名

(6) 夏休み一日聴覚障害・手話教室の開催（視聴覚障害者情報センター）

学生，保護者，教員等を対象とした手話教室の開催に取り組んだ。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

4 手話を用いた情報発信等（第10条関係）

(1) 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業（視聴覚障害者情報センター）

字幕入りDVDを制作し，視聴覚障害者情報センターライブラリーにおいて，聴覚障害者への閲覧・貸し出しに供した。

- ・製作数 字幕入りDVD51本（1,901分）
- ・貸出数 字幕入りDVD・ビデオ269名，1,053枚

(2) ㊦手話通訳者等フェイスシールド購入事業（障害者支援室）

聴覚障害者の意思疎通支援を担う手話通訳者等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，フェイスシールド等を購入し，手話通訳者等に配布した。

- ・内容 フェイスシールド：550個，透明衛生マスク：90個
- ・配布日 8月31日（月）

(3) ㊦遠隔手話サービス提供体制整備事業（障害者支援室）

聴覚障害者の意思疎通支援を担う手話通訳者等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，聴覚障害者が医療機関を受診する際等に利用できる遠隔手話サービスの提供体制を視聴覚障害者情報センターに整備した。

- ・タブレット端末40台購入，関係団体・障害者等に利用案内チラシ配布
- ・運用開始 9月2日（水）～

(4) ㊦知事記者会見への手話通訳の導入（広報課）

定例知事記者会見等において，手話通訳を導入した。また，会見の様態をインターネットでライブ中継するとともに，県ホームページに掲載した。

- ・導入開始 4月10日（金）～（年8回）

(5) 県政広報番組への手話通訳の導入（広報課）

県政広報テレビ番組に手話通訳を導入して放送した。（4局4番組，各番組月1回）

- ・MBC「ふるさとかがしま」（毎週（日）10:30～10:45）
- ・KTS「サチのかごしまリサーチ」（毎週（土）17:25～17:30）
- ・KKB「かがしま”ひと”最前線」（毎週（土）17:55～18:00）
- ・KYT「けんナビっ！」（毎週（日）11:45～11:50）

(6) ㊦本会議手話通訳ネット配信導入事業（議会事務局）

県議会本会議のインターネット中継に手話通訳を導入した。

- ・導入開始 6月1日（月）～（第2回県議会定例会）

(7) 県議会番組への手話通訳の導入（議会事務局）

県議会定例会での議論内容や行事等に係るテレビ番組において、手話通訳を導入して放送した。

- ・「定例会を終わって」（MBC， 7月19日（日）， 10月18日（日），
12月27日（日）， 3月31日（水））
- ・「委員会構成決まる」（KTS， 5月30日（土））
- ・「この1年議長に聞く」（KTS， 12月30日（水））

5 手話通訳を行う人材の育成等（第11条関係）

(1) 手話通訳者養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）

ア 手話通訳者養成講座

手話奉仕員養成講座の修了者を対象に、手話通訳者養成講座を開催した。

- ・通訳Ⅰ ハートピアかごしま 30回：6名（延べ146名）
- ・期 日 7月～3月
- ・通訳Ⅲ 垂水市 14回：9名（延べ115名）
- ・期 日 7月～11月

イ 手話通訳者全国統一試験

手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験を実施した。

- ・期 日 12月5日（土）
- ・受験者 46名（うち合格者4名）

(2) 手話通訳者試験事前対策講座（視聴覚障害者情報センター）

手話通訳者全国統一試験の受験者を対象に、試験前の対策講座を開催した。

- ・期 日 10月～11月 計4回
- ・受講者 18名（延べ74名）

(3) 手話通訳者等研修事業（視聴覚障害者情報センター）

現に活動している手話通訳者等を対象に、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得するための手話通訳者等研修講座を開催した。

- ・期 日 5月～3月 計32回
- ・受講者 39名（延べ164名）

(4) 手話通訳者養成指導者研修事業（視聴覚障害者情報センター）

手話通訳者の養成に携わる指導者を対象に、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得するための手話通訳者養成指導者研修会を開催した。

- ・期 日 3月7（日）～8日（月） 計2回
- ・受講者 13名（延べ26名）

(5) **手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（視聴覚障害者情報センター）**

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、県や障害者団体等が実施する市町村域を超える広域的な会議、講演会等に手話通訳者等を派遣した。

- ・期 日 4月～3月
- ・派遣回数 手話通訳者：104回（うち、新型コロナウイルス記者会見：91回）、
要約筆記者：3回

(6) **手話通訳者設置事業（障害者支援室）**

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳員1人を障害者支援室に設置した。

- ・通訳件数 293件
- ・主な内容 県庁に来庁する聴覚障害者の手話通訳業務、障害福祉課関係業務に係る手話通訳業務 等

(7) **字幕制作ボランティア養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）**

聴覚障害者の情報取得に資するため、映像に字幕を挿入する字幕制作ボランティアの養成研修を実施した。

- ・期 日 5月～3月
- ・受講者 4名（延べ36名）

(8) **盲ろう者通訳・介助員養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）**

盲ろう者の社会参加に資するため、通訳・介助員の養成研修を実施した。

- ・奄美市（初級） 5回：21名（延べ105名）
- ・期 日 4月～9月
- ・徳之島町（初級） 6回：4名（延べ24名）
- ・期 日 3月

(9) **盲ろう者通訳・介助員派遣事業（視聴覚障害者情報センター）**

視覚障害と聴覚障害を併せ持つ重度障害者に対し、コミュニケーション等に関する支援や社会活動、入退院・通院又は公的機関等への移動を行う場合の通訳・介助などを行う介助員を派遣した。

- ・期 日 4月～3月
- ・派遣回数 盲ろう通訳・介助員：30回

(10) **手話奉仕員養成研修事業（市町村地域生活支援事業）への助成（障害者支援室）**

日常会話程度の手話表現技術の習得を行う手話奉仕員の養成研修を実施する市町村に対し、経費の一部（県1/4以内）を助成した。

(11) **意思疎通支援事業（市町村地域生活支援事業）への助成（障害者支援室）**

手話通訳者等の派遣・設置等により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援する市町村に対し、経費の一部（県1/4以内）を助成した。

6 学校における取組の推進（第12条関係）

(1) 手話を活用した教育（鹿児島聾学校）

幼児・児童・生徒の実態に即して、手話を活用した教育活動を実践した。

- ・幼稚部・・・全教育活動を通じて、簡単な手話等を取り入れたコミュニケーション活動に取り組んだ。
- ・小・中・高等部・・・児童生徒の実態に応じて、自立活動を年間35時間以上設定し、手話によるコミュニケーション方法等を学習した。

(2) 手話学習会の開催（鹿児島聾学校）

ア 保護者向けの手話学習会を開催した。

- ・期 日 4月～2月 計10回
- ・受講者 14名（延べ140名）

イ 教員向けの習熟度別手話学習会を開催した。

- ・期 日 4月～2月 計8回（3コース）
- ・受講者 40名（延べ320名）

(3) 新任・初任者の聴覚障害教育研修（鹿児島聾学校）

新任・初任者の教員を対象とした聴覚障害教育研修を実施した。

- ・期 日 4月 計5回（5講座）
- ・受講者 16名

(4) 教職員向けの聴覚障害教育研修（鹿児島聾学校）

県内教職員の専門性向上や関係機関等への理解啓発を行うため、聴覚障害教育研修を実施した。

- ・期 日 7月28日（火）（オンライン）、8月5日（水）（対面）計2回
- ・受講者 35名（オンライン27名、対面8名）

7 観光旅行者等への対応（第13条関係）

(1) ㊦ユニバーサルツーリズム普及事業（観光課）

ユニバーサルツーリズム研修会にろう者の外部講師を招き、手話言語に関する講演やグループワークを実施した。

- ・対象者 市町村職員，旅行会社，宿泊事業者，飲食店等
- ・内容 簡単なクイズ等を用いて聴覚障害者についての理解を深める講演，手話を使用した日常会話を実際に体験するグループワーク
- ・参加者 24名

8 事業者への支援（第14条関係）

(1) 企業による障害者雇用促進事業（雇用労政課）

障害者の雇用経験のない事業所が、障害者雇用に当たっての問題点等を解決し、障害者雇用の場を拡大させるため、短期の雇用体験を実施した。

・参加者 70名（うち聴覚障害者：4名）

・採用者 37名（うち聴覚障害者：1名）

※ 上記聴覚障害者から手話通訳の希望なし。

9 手話施策推進協議会（第17条関係）

(1) ㊦手話施策推進協議会事業（障害者支援室）

手話の普及等に関する施策を推進するため、手話施策推進協議会を設置・開催した。また、委員の意見について、県の手話の普及等に関する施策への反映に取り組んだ。

ア 構成員

区分	員数(名)	備考
当事者団体	4	聴覚障害者協会，ろうあ協会 等
手話通訳団体	3	手話通訳士協会，手話通訳問題研究会 等
学校関係	2	鹿児島聾学校，同PTA
事業者関係	2	支援事業者，経営者協会
有識者	1	大学
市町村	3	鹿児島市，曾於市，奄美市
計	15	

イ 開催状況

・期 日 10月21日（水）

・出席者 委員14名

・内 容 ・かごしま県民手話言語条例について
・県の手話関連施策について 等

令和3年度 手話の普及等に関する施策
(手話施策推進協議会の意見を反映した新たな取組)

(手話を学ぶ機会の確保等)

○ 手話の普及啓発用パンフレットの作成・配布（障害者支援室）

かごしま県民手話言語条例の普及啓発及びろう者の障害特性等に対する県民の理解促進を図るため、パンフレット等を作成し、県民や事業者等に配布する。

- ・パンフレット：4,000部
- ・リーフレット：15,000部（県民向け、事業者向け、子ども向け 各5千部）

○ 県民・事業者向けの手話講座の開催（障害者支援室）

県民等に手話を普及するため、県内各地で手話講座を開催するとともに、事業者や団体等が行う研修等に講師を派遣する。

- ・手話講座：7回（本土5回、離島2回を予定）
- ・講師派遣：7回程度

(手話を用いた情報発信等)

○ 県議会本会議傍聴席への視聴用モニターを設置（議会事務局）

県議会本会議を傍聴するろう者の情報取得に資するため、傍聴席に本会議のインターネット中継を視聴できるモニターを設置する。

- ・導入開始：6月18日（金）～（第2回県議会定例会）

(手話通訳を行う人材の育成等)

○ 手話通訳者の指導者養成研修会の開催（障害者支援室）

手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するため、手話通訳者等を対象とした研修会を開催する。

- ・15組程度（ろう者と手話通訳者等の2人1組）

○ 離島を対象とした手話通訳者養成研修会の開催（障害者支援室）

離島における手話通訳者を確保するため、瀬戸内町においてオンラインによる養成研修会を実施する。

- ・10名程度